

LAPLINK 14 ソフトウェア使用許諾契約書

株式会社インターコム（以下「弊社」といいます。）は、本ソフトウェア使用許諾契約書（以下「本契約書」といいます。）に同意するお客様（個人または法人）に、本コンピュータープログラム（以下「本ソフトウェア」といいます。）の使用を許諾します。

本契約書の条項に同意しない場合は、本ソフトウェアをダウンロード、インストール、または使用しないでください。

第1条（著作権）

本ソフトウェアおよび提供される関連資料の、著作権ならびに知的所有権は弊社に帰属します。

第2条（使用権）

- お客様は本契約書の条項に従って、日本国内においてのみ、本ソフトウェアを非独占的にインストールして使用できます。
- お客様は、本ソフトウェアと共に提供されるシリアル番号1つにつき1台のコンピューターに本ソフトウェアをインストールして、各1ユーザーアカウントで使用することができます。ただし、「for リモートデスクトップサービス」版に限り、ライセンス証書の「接続ユーザー数」欄に記載した数のユーザーアカウントで使用できるものとします。

第3条（制限事項）

お客様は、下記の行為を行ってはなりません。

記

- 本ソフトウェアの機密の漏洩行為（パスワード、シリアルナンバー、ライセンスキーなどを含む）。
- 本ソフトウェアの改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルなどの行為。
- 説明書に記載以外の本ソフトウェアの複製、説明書など関連資料の複製、配布などの行為。
- 第三者への販売、転売、譲渡、使用許諾、貸与、レンタル、リースなどの行為。
- 本ソフトウェアをネットワーク上に置き、第三者が複製を入手可能な状態にする行為。
- 犯罪を惹起もしくは助長する行為、または犯罪に結びつく行為。
- 公序良俗に反し、または社会的に適切ではない行為。
- 弊社の業務に支障を生じ、または、その業務を妨害する行為。

第4条（サポート）

- 弊社は、保守サポートサービス証書（以下「保守証書」といいます。）の記載内容に同意していただいたお客様に対して、保守サポートサービスを提供します。
※保守サポートサービスの内容および提供期間は、保守証書に記載します。
- パッケージ版/ダウンロード版を購入されたお客様の場合は、お客様による商品ユーザー登録が完了した後に、保守サポートサービスに関するお知らせを電子メールで送付します。
※本ソフトウェア購入後、速やかに商品ユーザー登録を行ってください。購入後90日を経過しても商品ユーザー登録を行わなかった場合、保守サポートサービスを受けられない場合があります。

第5条（責任範囲）

- 本ソフトウェアの機能、仕様は説明書に記載されている通りであり、お客様の利用目的に完全に適合することを保証しません。
- 本ソフトウェアに万が一不具合その他の瑕疵が存在した場合でも、弊社は補償しません。
- 本ソフトウェアの使用により、お客様およびお客様の顧客に何らかの損害が生じた場合でも、弊社は補償しません。
また、弊社に帰責事由がある場合、弊社の責任は本ソフトウェアの価格を限度とします。

第6条（インターネット接続サービス）

- 弊社は、インターネット上にあるインターコム インターネットサーバー（以下「インターコムサーバー」といいます。）を利用して、本ソフトウェアをインターネット経由で接続するサービス（以下「インターネット接続サービス」といいます。）を提供します。
- 弊社は、メンテナンスなどのため、インターネット接続サービスの提供を中断する場合があります。
- 弊社は、その都合により、インターコムサーバーを含むインターネット接続サービスの提供を廃止することができるものとします。
- 弊社は、インターネット接続サービスを廃止する場合、廃止予定日の6か月以上前にお客様に対して、電子メールやWEBサイトに掲載など弊社が妥当と判断する方法で、その旨を通知するものとします。ただし、天災・火災などの不可抗力による緊急やむを得ない理由で廃止に至る場合は、この限りではありません。

第7条（その他）

- お客様が本契約書のいずれかの条項に違反した場合、弊社は本契約を破棄し、お客様に対して本ソフトウェアの使用を中止させることができます。
- 本契約は日本国法に準拠するものとし、本契約により生じる紛争については、東京地方裁判所を専属的に第一審の合意管轄裁判所とします。